

【発行】上落合中央・三丁目地区まちづくりの会
事務局：新宿区 都市計画部 景観と地区計画課

新たな防火規制の説明会を開催します！

「上落合中央・三丁目地区まちづくりの会」では、平成25年2月に上落合中央・三丁目地区を対象とした「まちづくり構想」を新宿区へ提言し、この中で、今すぐに取り組むべき方策の一つとして「防火規制の強化」を掲げました。

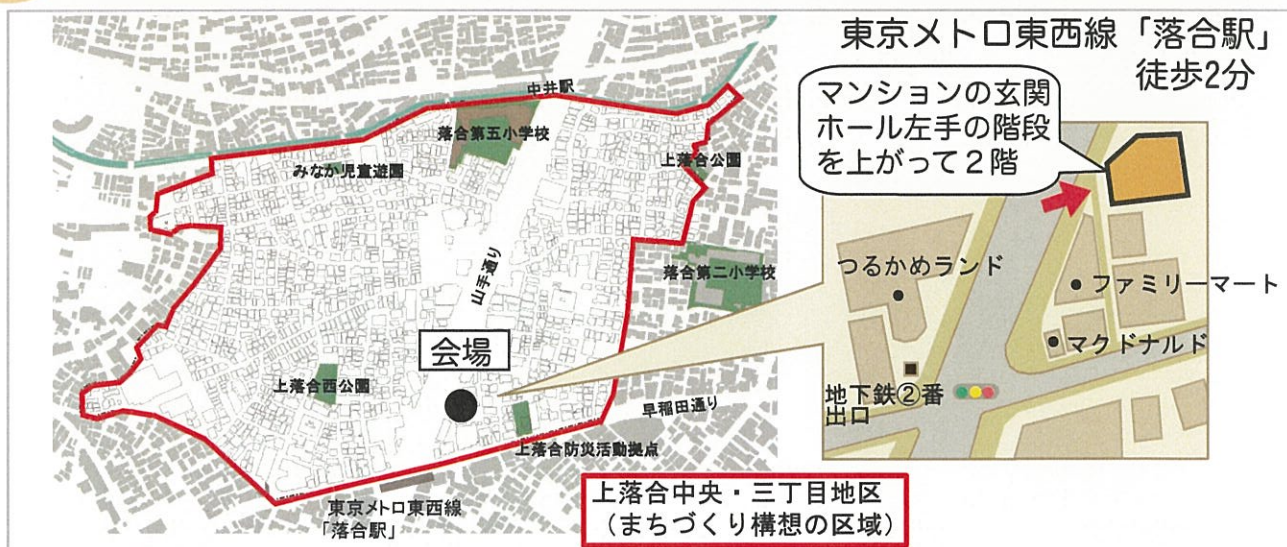
現在、この方策に基づき、まちづくりの会では新宿区とともに、「新たな防火規制」の導入について検討を進めています。防災性の向上に向けて「地域住民がみんなできること」を議論した結果、「今後、住民一人ひとりが建物を建替えるときに、燃えにくい家にするこゝと」ができると考え、防火規制の強化を早急に地域に導入する必要があると考えています。

この「新たな防火規制」について地域の皆様にご理解いただき、また様々なご意見を頂戴するため、下記のとおり説明会を開催いたします。今後のまちづくりにとって、また、皆さんのお住まいの建替えに関わる大切な説明会となりますので、是非ご近所の皆さんもお誘い合わせの上、ご参加ください。

日時 10月24日(木) 午後6時半～8時

会場

上落合地域交流館 (新宿区上落合2-28-8)

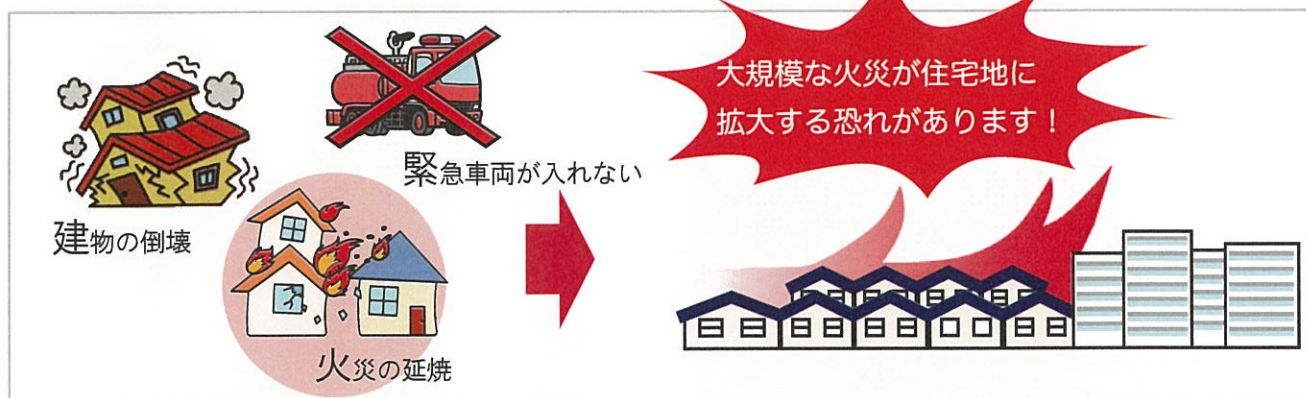


当日は「新たな防火規制」の内容をご説明した後、参加者の皆さんとの意見交換・質疑応答を行います。

➡「新たな防火規制」については裏面をご覧ください。

■地区の防災上の問題点

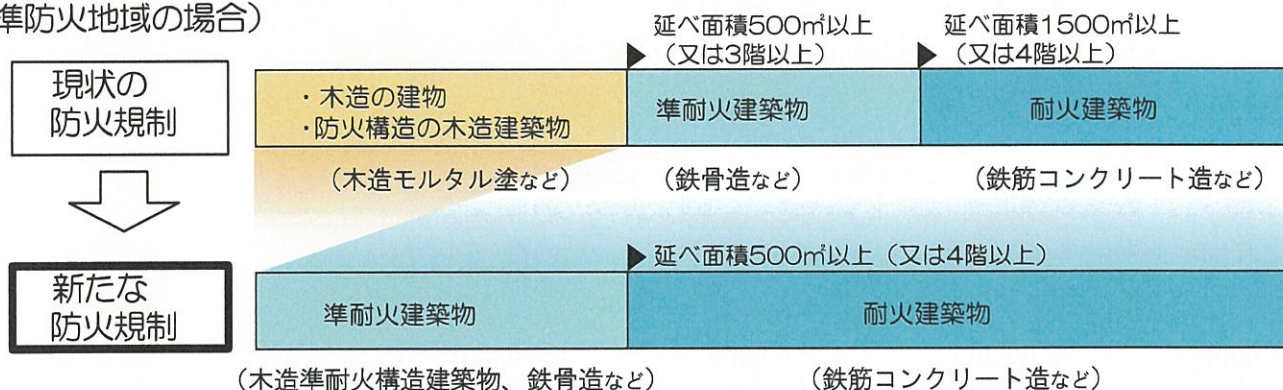
上落合中央・三丁目地区は、山手通りの沿道は建物の不燃化が進んでいますが、住宅地には古い木造の建物が多くあります。また、幅4m未満の狭い道路が多く入り組んでおり、いざという時に消防車や救急車が入りづらいなど、防災上の問題点を抱えています。



■「新たな防火規制」で『燃えにくいまちへ！』

○防災上の問題点に対し、特に火災に対する安全性を高める一つの方法として、「新たな防火規制」の導入を検討しています。これは、現状で準防火地域に指定されている住宅地を対象として、「木造の建物」や「防火構造の木造建物（木造モルタル塗）」への建替えを規制するものです。

（準防火地域の場合）



○「新たな防火規制」の導入後は、皆さんがお住まいの建替えをする際には、3階建以下（又は延べ面積500㎡未満）の建物でも「準耐火建築物」（→建物の主要な部分に防火対策を行ったもの）以上の燃えにくい建物にしなければなりません。

○今後、地域の皆さん一人ひとりが、より燃えにくい建物に建替えをしていくことで、火災の延焼を低減していくことが目的です。



まちづくりの会では、防災まちづくりの第一歩として、「新たな防火規制」の導入が早急に必要であると考えています。地域の皆さまのご理解とご協力よろしくお願いします。

■お問合せ先

事務局：新宿区 都市計画部 景観と地区計画課（三枝、山城、白水、寺井）

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎8階

電話：03-5273-3843 FAX：03-3209-9227 Eメール：chikukeikaku@city.shinjuku.lg.jp